

平成29年度 社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会 事業計画

自 平成29年 4 月 1 日

至 平成30年 3 月31日

－運営方針－

今日、少子高齢社会の進行や人口の減少等を背景に地域社会においては高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者世帯をはじめとする単身世帯の増加、地域とのつながりの希薄化、子どもや高齢者、障がいのある方々の生活課題・福祉課題が多様化していることから、様々な制度改正等が行われ、公的施策が進められております。しかしながら、公的施策だけでは対応が困難であることから、住民一人ひとりが助け合い、支え合える地域づくりが重要となってきています。

このようなことから、誰もが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、社会福祉協議会の役割や機能を活かして、子どもや高齢者、障がいのある方など、支援を必要としている方々を地域で支援していくための環境づくりや福祉の担い手である人材の育成などが求められています。

そこで、常陸太田市社会福祉協議会では、制度改正や社会情勢の変化にともなう地域福祉を推進していく必要があることから、市と協働し19の社会福祉協議会支部を中心に、平成27年度から2年にわたり、地域の住民、関係団体等の参加協力のもと、「地域ふくし懇談会」を開催し、住民の声を反映させた市地域福祉計画及び市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体的に策定、また、それぞれの支部が地区の課題に対応していくため、地区地域福祉活動計画を併せて策定したところです。

これらの計画に基づき、市民一人ひとりの福祉への参加による住民主体の地域福祉活動を推進していくために、更に市との連携強化を図り、支部事業への支援、福祉を担うボランティアの育成・活動支援等の充実に努めてまいります。また、子どもや高齢者、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える各種福祉サービス事業を継続的に推進し事業の充実に努めてまいります。さらに、地域福祉を推進するうえで貴重な自主財源である会員会費及び共同募金の配分金、善意銀行の寄付金等、年々実績が下がっている状況において、社会福祉協議会の機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるよう、事業の検討・改善、効率化を図るとともに、財源確保及び財政基盤の安定化を本年度も引き続き図ってまいります。

－実施事業－

常陸太田市地域福祉活動計画（平成29年度～平成33年度）を基本として、事業を推進します。

1. 法人運営

(1) 法人運営

① 理事会、評議員会の開催

- ② 監査の実施
年3回実施
 - ③ 会員（一般会員，賛助会員，特別賛助会員）の加入促進
 - (ア) 主として4月から6月に募集
 - (イ) 説明会の開催
 - ④ 個人情報保護の徹底
- (2) 福祉サービス苦情解決
- ① 第三者委員会の開催
 - ② 苦情解決研修会への参加
 - ③ 苦情処理に関する周知

2. 地域福祉活動計画

- ① 計画に沿った活動の実施状況の確認
- ② 委員会の開催（市と合同）

3. 誰もが参加できる地域をつくる事業

- (1) ボランティアの育成・活動支援
- ① ボランティアカフェの開催（ミニ講座）
毎月第2土曜日に開催
 - ② ボランティア研修会の開催
 - ③ ボランティア・地域福祉活動リーダー養成研修会の開催（新規）
 - ④ ボランティア団体に対する助成
- (2) ボランティア・市民活動センターの運営
- ① ボランティアの相談・登録
 - ② 要請に応じたボランティアとの連絡調整
 - ③ ボランティア活動保険加入促進
- (3) 福祉・人権教育を支援
- ① 児童生徒のボランティア活動の支援
市内小中学校全校
福祉体験学習（総合学習）の支援・調整
福祉体験学習機材の貸出し
活動費の一部助成
 - ② 中学・高校生福祉チャレンジセミナーの開催
福祉体験（車いす，アイマスク，手話，点字体験等）
 - ③ 教職員福祉セミナーの開催
福祉体験（車イス，アイマスク，手話，点字体験等）
 - ④ 地域での福祉出前講座（新規）
- (4) いきいき介護ヘルパー養成研修事業（市受託）
対象者：中学生以上

- (5) 福祉体験用器材の貸出
車いす, アイマスク, 点字用品等
- (6) 福祉まつりの開催
 - ① 福祉活動の啓発
 - ② ボランティア・地域福祉活動実践者の交流・情報交換
 - ③ 企業・団体等の社会貢献活動の場の提供
- (7) 福祉講演会の開催
福祉活動及びボランティア活動の啓発
- (8) 社会福祉大会の開催
社会福祉に貢献された方々の顕彰, 講演など
- (9) おおたの福祉の発行
 - ① 年4回発行
 - ② 支部からの広報特派員の募集及び支部活動の掲載(新規)
- (10) ホームページの運営
福祉情報の発信(毎月更新)
- (11) 在宅福祉サービスセンターの運営(市受託)
 - ① 日常生活のサービス提供
対象者: 高齢者, 障がい者等
調理, 洗濯, 清掃, 買い物等
 - ② 支援を行う協力会員の確保
 - ③ 協力会員研修会の開催
- (12) ファミリー・サポート・センターの運営(市受託)
 - ① 一時的な保育, 保育施設等への送迎等のサービス提供
 - ② 親子サロンの開催
 - ③ 支援を行う協力会員の確保
 - ④ 協力会員研修会の開催

4. ふれあい, 支え合う地域をつくる事業

- (1) 支部事業の支援
 - ① 財政・活動支援
 - ② 財源づくりのための福祉バザーの実施
実施地区: 常陸太田地区, 金砂郷地区, 里美地区
 - ③ ふれあい事業, 交流事業等の参加者送迎のための車輛支援
マイクロバス, ワゴン車
 - ④ 支部長会議の開催
年2回開催
 - ⑤ 支部連絡会の開催
支部間の交流と情報交換
 - ⑥ 地区ごとの地域ふくし懇談会の開催を支援
 - ⑦ 支部間との連絡調整

- (2) 小地域でのふれあいサロン（たまり場）活動の拡充
 - ① サロン活動への支援
 - 立上げ支援
 - サロン運営費の一部助成
 - ② サロンボランティア情報交換・研修会の開催
 - ③ ふれあいサロン（たまり場）の情報の発信（新規）
- (3) 子どもサロン（新規）
 - 対象者：中学生以下
- (4) レクリエーション用具等の貸出
 - 支部・ボランティア団体等が実施する事業への貸出
 - 輪投げ，的当てゲーム等
- (5) おもちゃ図書館の開設
 - 対象者：子育て中や子どもの成長過程において何らかの不安を感じている方
 - ① 開設日及び場所
 - 毎月第2土曜日（総合福祉会館）
 - 毎月第3水曜日（水府総合センター）
 - 総合福祉会館プレイルーム開放日（毎月1回）
 - ② おもちゃの貸出
- (6) 歳末たすけあい事業
 - ① 支援を必要とする方への事業
 - おせち料理等配布事業，ふれあい訪問事業，地域でささえあう赤い羽根大掃除事業（室内清掃），在宅介護者湯ラックス事業，ひとり親・両親のいない家庭支援事業，生活困窮世帯等支援事業
 - ② ふれあい交流事業への助成
 - 福祉団体の交流事業を支援
- (7) ふれあい型食事サービス事業（市受託）
 - 対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者及び障がい者
 - ① 開催日
 - 常陸太田地区：毎月2回（8月を除く）
 - 金砂郷地区，水府地区，里美地区：毎月1回（7月，8月を除く）
 - ② ボランティアによる手作り弁当を利用者宅へ届けて交流
- (8) 認知症サポーター養成講座事業（市受託）
 - ① 講座の開催
 - 対象：小・中学生，市民，企業・商店等
 - ② 講師役である認知症介護アドバイザー（キャラバンメイト）のスキルアップ研修
- (9) 在宅介護者リフレッシュ事業（市受託）
 - 対象者：自宅で高齢者を介護している方
 - 介護の悩みや介護体験の情報交換，介護研修等（年4回）

5. みんなで見守り，安心できる地域をつくる事業

(1) 地域ケアシステム推進事業（市受託）

対象者：ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯，障がい者等

- ① 地域での見守り活動の推進（支部，民生委員・児童委員との連携）
- ② キーパーソン会議（地域での見守り活動に対する協議）の開催
- ③ サービス調整会議の開催
- ④ サービス調整会議員研修会の開催

(2) 生活支援体制整備事業（新規）

- ① ボランティア等の生活支援の担い手の養成
- ② 関係者間の情報共有
- ③ 生活支援コーディネーターの配置

(3) 心配ごと相談所（法律相談を含む）の運営（市受託）

- ① 心配ごと相談所の開設
常陸太田地区：第1火曜日（毎月） 金砂郷地区：第2火曜日（奇数月）
水府地区：第3火曜日（奇数月） 里美地区：第4火曜日（偶数月）
- ② 法律相談の実施
金砂郷地区，水府地区，里美地区：各地区2回実施（奇数月）
- ③ 相談員研修会の開催

(4) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

- ① 総合支援資金
生活再建のための一時的に必要な資金
- ② 福祉資金
日常生活のための一時的に必要な資金
- ③ 教育支援資金
学校教育法に規定する高等学校，大学又は高専等の就学に必要な経費
- ④ 不動産担保型生活資金
不動産を担保とした生活費

(5) 小口資金貸付事業の実施

生活再建のための一時的なつなぎ資金

(6) 地域包括支援センターの運営（市受託）

- ① 高齢者に関する総合的な相談
- ② 高齢者の権利擁護（虐待を含む）
- ③ 認知症高齢者の支援（新規）
- ④ 介護予防ケアマネジメント
- ⑤ 福祉・医療関係機関，団体とのネットワークづくり

6. 災害や地域の異変に備える事業

(1) 災害時の対応

- ① 災害ボランティアの啓発・育成
- ② 災害ボランティア養成研修会の開催

- ③ 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練
- ④ 災害時介助員の派遣（市との協定）
- ⑤ 地域の市民団体や福祉施設と支部の連携

7. 地域福祉を進めるための環境を整える事業

(1) 善意銀行の運営

- ① 市民、団体等から寄せられた善意金品の預託受付
- ② 寄付者の意思に基づき、福祉事業や福祉施設等へ払出し
- ③ 預託、払出状況及び善意銀行についての広報

(2) 共同募金運動の推進

赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動への協力

8. 在宅での生活を支える事業

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託）

① サービスの提供

対象者：認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者等

福祉サービスの利用手続き，日常的金銭管理，書類等の預かり

② 専門員・生活支援員研修会の開催

(2) 軽度生活援助事業（市受託）

対象者：軽度の障がいがある概ね65歳以上の高齢者

- ① 調理，洗濯，清掃等の日常生活の支援
- ② 支援を行う協力会員の確保
- ③ 協力会員の研修会の開催

(3) 外出支援サービス（医療機関送迎）事業（市受託）

対象者：自力で交通機関を利用して通院が困難な概ね65歳以上の高齢者

金砂郷地区，水府地区，里美地区で実施

- ① 地区内の医療機関への通院送迎
- ② 運転を行う協力会員の確保

(4) 日常生活用具（介護用品）の貸出

車いす，ベッド等

(5) 居宅介護支援事業所「まごころ」の運営

対象者：要支援・要介護認定者

- ① 介護支援専門員による介護相談及び介護サービスケアプランの作成
- ② 介護認定調査の実施（市区町村受託）

(6) 訪問介護事業所「まごころ」の運営

対象者：要支援・要介護認定者

- ① ホームヘルパーによる身体介護，生活支援
- ② 日常生活に関する相談
- ③ 事業所の見直し，検討及び改善

- (7) 多機能福祉サービス事業所の運営
 - ① 「ゆめの樹」(稲木町：総合福祉会館)
対象者：生活介護の認定者
 - ② 「つなぐ」(増井町)
対象者：就労継続支援(非雇用型)の認定者
- (8) 児童発達支援事業所「あいあい」(多機能型)の運営
 - ① 児童発達支援
 - ② 放課後等デイサービス
 - ③ 保育所等訪問支援
- (9) 居宅介護事業所「まごころ」の運営
 - ① ホームヘルパーによる身体介護，家事援助等
 - ② 障害者等移動支援事業(市受託)
買い物，余暇活動等の外出援助
- (10) 障害者等相談支援事業所の運営
 - ① 特定相談支援
対象者：身体・知的・精神障がい者，難病等対象者
 - ② 障害児相談支援
 - ③ サービス利用計画の作成

9. 介護予防を支援する事業

- (1) 生き生きふれあい事業(市受託)
対象者：65歳以上の閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者
介護予防体操，創作活動，レクリエーション等
- (2) 介護予防栄養改善事業(市受託)
対象者：概ね65歳以上の高齢者
 - ① 栄養に関する出前講座や相談
 - ② 栄養改善が必要とする65歳以上の高齢者に対する指導
 - ③ ふれあい給食及び支部事業での調理献立の作成，指導
- (3) 介護予防口腔機能向上事業(市受託)
対象者：概ね65歳以上の高齢者
 - ① 口腔に関する出前講座や相談
 - ② 口腔改善が必要とする65歳以上の高齢者に対する指導